平成２３年（フ）第１３４４号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘Ｔ―10棟101号
破産者　白旗　　隆
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３８２号
名古屋市西区赤城町８番地　カーサユタカ304号、開始決定時の住所名古屋市西区八筋町97番地　サンシャインＩＴＯ　１Ａ号
破産者　川﨑　央子（旧姓山田）
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１０７号
名古屋市南区三条１丁目７番４―1103号　三条住宅
破産者　富田　鋭子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２６４号
名古屋市東区大幸南２丁目２番12―504号　アーバニア大幸南
破産者　江崎　和彦
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２６５号
名古屋市東区大幸南２丁目２番12―504号　アーバニア大幸南
破産者　江崎　久実
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９９号
大阪府岸和田市西之内町８番26号
破産者　大橋　隆治
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４３５号
大阪府泉南市信達市場1547番地タウンコート泉南103号、前住所大阪府泉南市信達市場451番地の１―205号
破産者　眞砂　　崇
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８９号
大阪府貝塚市半田1061番地１、前住所大阪府和泉市唐国町２丁目13番51号
破産者　家庭料理うお井こと　魚井　昌彦
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６４１号
堺市堺区宿屋町西３丁１番27―1101号、前住所大阪府岸和田市神須屋町399番地の14
破産者　平生　卓也
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７２３号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番２―302号、前住所大阪府箕面市如意谷３丁目７番Ｂ―502号
破産者　中園　洋一
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７４６号
大阪府阪南市尾崎町７丁目２番16―501号
破産者　西川　浩司
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
兵庫県三田市小柿2075番地14
破産者　山庄司守夫
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４９号
兵庫県三木市加佐320番地の１　育英ハイツ三木Ｄ棟101号
破産者　澤野　　繁
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４７号
神戸市兵庫区明和通２丁目１番１―517号
破産者　平田潤こと　黄　　潤煥
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０３号
神戸市垂水区星陵台５丁目15番30号、従前の住所神戸市灘区篠原台13番９号
破産者　白崎　富雄
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２３号
神戸市北区日の峰１丁目11番地の18
破産者　松尾　　一
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１５１号
神戸市須磨区関守町２丁目３番10号
破産者　川井　博子（旧姓安宮）
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２２号
兵庫県明石市大久保町高丘１丁目６番地の17
破産者　浅田　貴子
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
兵庫県明石市樽屋町14番17号
破産者　田中　松生
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係